

## 上院「国家イノベーション法案」(S.2109)について

2006年1月5日  
JETRO NY 澤井、中山

エンサイン上院議員 (R- Nevada)及びリーバーマン (D-Connecticut)上院議員<sup>1</sup>により、12月15日に議会に提出された「国家イノベーション法案(National Innovation Act)」(S. 2109)の概要は以下の通り。

### 1. 総論

同法案は、米国競争力協議会 NII レポート<sup>2</sup>による勧告に応えるもの。同法案は、大統領イノベーション委員会の設置に加え、(1)研究投資、(2)科学技術能力の向上、(3)イノベーション環境の構築を柱とするもの。なお、法案最終章に Sense of Congress (議会決議案の一種)<sup>3</sup>として、特許の質向上に向けた制度リフォームの必要性を示唆している。

### 2. 各論

#### (1) 大統領委員会の設置

官民におけるイノベーションを推進すべく、包括的なアジェンダを議論しうる「大統領イノベーション委員会」の設置を規定。同委員会に対し、既存制度に対し所要の調査分析を行わせた上、関係各省にまたがる種々のプログラムを調整させ、大統領及び議会に対し年次報告書の提出を求めている。

#### (2) 技術革新に向けた三本柱

##### (a) 研究投資

- ・ ハイリスクかつ先駆的な研究に対する予算配分計画。
- ・ 国立科学財団 (NSF) への予算倍増計画 (2011 年まで)。
- ・ 試験研究費税額控除 (R&E tax credit) の拡大。

---

<sup>1</sup> エンサイン議員は Committee on Commerce, Science and Transportation 等の委員等、リーバーマン議員は Committee on Homeland Security and Government Affairs のランキング委員等。

<sup>2</sup> [http://www.publicforuminstitute.org/nde/sources/NII\\_Final\\_Report.pdf](http://www.publicforuminstitute.org/nde/sources/NII_Final_Report.pdf)

<sup>3</sup> 「Sense of the Congress」には法的拘束力はないが、重要案件に関し議会としての意見を表明するもの。多くの法案に付記されるところ。

(b) 科学技術能力の向上

- ・ 国防総省スカラシッププログラムと同程度に、NSF フェロシッププログラムへの予算増額。
- ・ 防衛技術に係る学際的・革新的な技術を学ぶ大学生及び大学院生に対する奨学金プログラムの導入。

(c) イノベーション環境の構築

- ・ 商務省に、最先端技術による製造システムの開発をプロモートさせ、種々の試験(test beds)実施を行わせる。
- ・ 技術革新に向けた地域クラスターの設置を推進。
- ・ 国防総省に、防衛製造技術の移転を促す。

(3) 特許の質向上に向けた制度リフォームの必要性

法案最終章(Sec.503)には、法律事項ではないが議会声明(Sense of Congress)として、以下内容が明記されている。

- (a) 米国経済を強化すべく、特許の質向上に向けた特許制度のリフォームの必要性を指摘。併せて、イノベーションツールとしての特許データベースの梃子入れと国際協力に向けたベストプラクティスの検討を示唆。
- (b) 上記(a)を実現すべく、USPTO への歳入全額の予算化、特許要件の遵守、先行技術調査環境の充実、外国特許データベースとの相互利用の確保、付与後異議申立制度の導入、国際協力に向けた検討を連邦政府に指摘。

<S.2109 法案>

[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109\\_cong\\_bills&docid=f:s2109is.txt.pdf](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:s2109is.txt.pdf)

<S.2109 法案要旨>

<http://lieberman.senate.gov/documents/bills/051215niasummary.doc>

(了)